

## 1 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について（報告案）

障害者の在宅福祉介護料は、介護が必要な障害者を在宅で介護している人の労に報いるため、重度心身障害児福祉年金は、障害児の保護者に対し福祉の増進を図るため、心身障害者通園奨励費は、心身障害者等の施設の通園に要する経費の一部を助成するために、現金の支給を行っています。

これらの事業が創設されてからこれまでの間に、国の制度が変革し、障害福祉サービスが充実してきたことを踏まえ、それぞれの現金支給のあり方については、下記のとおりとします。

### 記

- ・ 障害者の在宅福祉介護料については、介護をする人に向けた支援は、本事業のみであること、高齢者の在宅福祉介護料と整合をとる必要があることなどから、当面は現状のとおり継続することが適当と判断します。
- ・ 重度心身障害児福祉年金については、障害児の保護者にとって通院、通学、通所の際の移動が負担となっていること及び障害児通所施設が足りないことなどを補うために、当面は現状のとおり継続することが適当と判断します。
- ・ 心身障害者通園奨励費については、通所・通園のための交通費を負担する人に対して支援が必要なことから、継続することが適当であると判断します。ただし、自転車、徒歩については、交通費の負担がないため、対象から除くこととします。
- ・ なお、今後においても介護サービス、障害福祉サービスを取り巻く状況などの変化を見ながら継続して支給のあり方を検討されるよう申し添えます。